

決裁年月日	7.1.21	決裁区分	市長. 副市長. 部長 課長		
		保存区分	永. 10. ⑤. 3. 1		
		フォルダー名	北竜台D街区商業施設		
情報公開	公開・非公開の区分	公開. 部分公開. 非公開			
	非公開（一部非公開を含む。）とする理由	（龍ヶ崎市情報公開条例第9条第 号該当）			
	公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	年 月 日			
文書発送	方法	郵便. 持参. 使送			
	表示	普通. 書留. 速達. 親展			
	発送先	茨城県知事			
起案年月日		課名等		起案者職氏名	
令和7・1・20		商工観光課 企業支援G		主幹 福山 貴之（内線402）	
市長 _____ 副市長 _____ 部長 次長 課長 課長補佐 ⑤ 主査・係長 グループ員 （合議）企画課長 防災安全課長 生活環境課長 都市計画課長 道路公園課長 下水道課長 文書取扱主任					
伺					
大規模小売店舗（北竜台D街区商業施設）の変更届出に関する意見書について					
大規模小売店舗立地法第6条第3項において準用する第5条第3項の規定に基づき、令和6年12月9日付けで公告（茨城県告示第1358号）のあった、北竜台D街区商業施設の変更届出（大規模小売店舗を設置している者）に関し、同法第8条第1項の規定により別紙のとおり意見書を提出してよろしいか。					
※北竜台D街区商業施設の変更届出について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市大規模小売店舗立地意見調整会議（以下「調整会議」）を開催し、意見の集約及び調整を行い、意見書を県へ提出するところではありますが、今回の事案については、軽易な事案であるため調整会議は開催せず、調整会議設置要綱第4条第4項の規定を適用し、持ち回りによる調整で会議の開催に代える事とします。					

龍 商 第 1 2 号
令和 7 年 1 月 21 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 5 条第 3 項の規定に基づき令和 6 年 1 2 月 9 日付け茨城県告示第 1 3 5 8 号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 北竜台D街区商業施設
所在地 龍ヶ崎市小柴一丁目 7 番

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
株式会社新都市ライフホールディングス
代表取締役 田中 伸和
住所
東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
街並みづくり等への配慮 について	屋外広告物管理者の変更手続き

(2) 理由

茨城県屋外広告物条例第 22 条第 4 項の規定により届出が必要であるため。

(参考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 として下さい。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。